

改正案	現行
<p>（指定性能評価機関に係る指定の区分）</p> <p>第五十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十九（略）</p> <p>二十 令第二百二十九条の四第一項第三号、令第二百二十九条の八第二項、令第二百二十九条の十第二項及び第四項並びに令第二百二十九条の十二第二項及び第五項の認定に係る性能評価を行う者としての指定</p> <p>二十一～二十四（略）</p>	<p>（指定性能評価機関に係る指定の区分）</p> <p>第五十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十九（略）</p> <p>二十 令第二百二十九条の四第一項第三号、令第二百二十九条の八第二項、令第二百二十九条の十第二項並びに令第二百二十九条の十二第二項及び第五項の認定に係る性能評価を行う者としての指定</p> <p>二十一～二十四（略）</p>